

県土整備部所管建設工事執行事務取扱要領

(工事等の執行)

第1 県土整備部所管の建設工事等のうち、次の各号に定めるものは本庁において執行する。

(1) 建設事務所、中部横断自動車道推進事務所、新環状・西関東道路建設事務所及び流域下水道事務所（以下「建設事務所等」という。）が所轄する予定価格が1件1億円以上の工事及び予定価格が1件4,000万円以上の工事のための測量、設計、調査等の委託（以下「委託」という。）並びに建設事務所等以外の出先機関（以下「特設事務所」という。）が所轄する予定価格が1件5,000万円以上の工事及び予定価格が1件2,000万円以上の委託

(2) 前号に拘わらず次のいずれかに該当するもの

イ 本庁各課室が所轄する工事及び委託

ロ 受託事業のうち他の部局から依頼されたもので、予算の令達が困難な工事及び委託

2 出先機関において執行する建設工事等は次の各号のとおりとする。

(1) 建設事務所等にあつては、予定価格が1件1億円未満の工事及び予定価格が1件4,000万円未満の委託（それぞれの金額の範囲内の全部又は一部債務負担行為及び繰越明許費に係るものを含む。）

(2) 特設事務所にあつては、予定価格が1件5,000万円未満の工事及び予定価格が1件2,000万円未満の委託（それぞれの金額の範囲内の全部又は一部債務負担行為及び繰越明許費に係るものを含む。）

(指名選定)

第2 本庁において執行する工事及び委託の入札に係る指名業者は、本庁において決定する。

2 出先機関において執行する工事及び委託の入札に係る指名業者は、出先機関において決定する。

附 則

この要領は、平成5年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

(適用期日)

1 この要領は、平成27年4月1日から適用する。

(関係通知の廃止)

2 「本庁内申における取扱いの変更について(通知)」(平成24年7月11日
県土総1674号)は、廃止する。